



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- | | |
|--|---|
| ○ 沖縄県工芸振興センター研修規則（商工振興課） | 1 |
| ○ 沖縄県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則及び沖縄県解体工事業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則
(土木企画課) | 7 |
| ○ 沖縄県公共事業評価監視委員会規則の一部を改正する規則（土木企画課） | 7 |
| ○ 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会規則の一部を改正する規則（土木企画課） | 7 |

告 示

- | | |
|--|---|
| ○ 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（土木企画課） | 8 |
| ○ 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（土木企画課） | 8 |

訓 令

- | | |
|---|----|
| ○ 沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令（産業政策課） | 9 |
| ○ 沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令（商工振興課） | 9 |
| ○ 沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令（商工振興課） | 9 |
| ○ 沖縄県企業誘致推進役設置規程の一部を改正する訓令（企業立地推進課） | 9 |
| ○ 沖縄県県外求人開拓推進員設置規程及び沖縄県雇用推進員設置規程の一部を改正する訓令（雇用政策課） | 10 |
| ○ 沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程（労政能力開発課） | 10 |
| ○ 沖縄県求人開拓嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令（労政能力開発課） | 11 |
| ○ 沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程等の一部を改正する訓令（労政能力開発課） | 12 |
| ○ 沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令（観光振興課） | 12 |
| ○ 沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（文化振興課） | 13 |
| ○ 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等の一部を改正する訓令（文化振興課） | 13 |
| ○ 用地嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（用地課） | 14 |
| ○ 道路維持管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（道路管理課） | 14 |
| ○ 港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令（港湾課） | 14 |

規 則

沖縄県工芸振興センター研修規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第39号

沖縄県工芸振興センター研修規則

沖縄県商工労働部商工振興課工芸技術支援センター研修規則（昭和49年沖縄県規則第56号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県工芸振興センター（以下「工芸センター」という。）において実施する工芸技術者（本県の織物、紅型、木工及び漆工の技術者をいう。）の研修について必要な事項を定めるものと

する。

(研修の種類等)

第2条 研修の種類、指導内容、期間及び定員は、別表のとおりとする。

(入所資格者)

第3条 研修を受けることができる者は、織物、紅型、木工及び漆工の関連事業に、これから従事しようとする者（織物及び紅型については、当該関連事業に従事した経験のある者又は学校等で専門的に学んだ者に限る。）又は現に従事している者で工芸振興センター所長（以下「所長」という。）が適当と認めたものとする。

(申込みの手続)

第4条 研修を受けようとする者は、研修願書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

2 前項の研修願書には、研修を受けようとする者の住民票の抄本その他所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(入所の許可)

第5条 所長は、前条第1項の研修願書を提出した者について、書類審査、面接等による選考の上、工芸センターへの入所の許可を決定する。

(入所許可の通知)

第6条 所長は、前条の規定により研修生として入所を許可した者（以下「研修生」という。）に対して、入所許可通知書（第2号様式）により通知する。

(保証人)

第7条 研修生は、県内に居住する成年者で独立の生計を営む者を保証人として定め、当該保証人が連署した誓約書（第3号様式）を所長に提出しなければならない。

(研修休業日)

第8条 研修の休業日は、土曜日及び日曜日並びに沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日とする。ただし、所長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(休所又は退所願)

第9条 研修生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き1週間以上休所しようとするときは休所願（第4号様式）を、退所しようとするときは退所願（第5号様式）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(退所命令)

第10条 所長は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、退所を命ずることができる。

- (1) 素行不良で修業の見込みがないとき。
- (2) この規則に違反したとき。
- (3) 事故疾病等により、研修を受けることが困難となったとき。

(研修期間の延長)

第11条 所長は、特に必要があると認める場合に限り、別表に定める研修の期間を延長することができる。

(修了証書の交付)

第12条 所長は、所定の研修課程を修了し、研修報告書（第6号様式）を提出した者に対して、修了証書（第7号様式）を交付する。

(経費の負担及び試作品の帰属)

第13条 研修生は、研修の試作品製作材料に要する経費については、自ら負担しなければならない。

2 研修における試作品は、当該試作品を製作した研修生に帰属するものとする。

(損害賠償)

第14条 研修生は、その責めに帰すべき理由により物品を損傷し、又は亡失したときは、相当の弁償をしなければならない。

(研修状況等の記録)

第15条 所長は、研修状況等の記録を整備し、保存するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

種類	指導内容	期間	定員
織物研修	かずり 絣技術、紋織技術、染色技術、図案技術	1か月以上11か月以内の範囲で所長が定める。	所長が定める。
紅型研修	型彫技術、糊加工技術、染色技術、図案技術	1か月以上11か月以内の範囲で所長が定める。	所長が定める。
木工研修	挽物技術、指物技術、塗装技術、デザイン技術その他の加工技術	1か月以上11か月以内の範囲で所長が定める。	所長が定める。
漆工研修	素地技術、漆技術、加飾技術、デザイン技術その他の加工技術	1か月以上11か月以内の範囲で所長が定める。	所長が定める。

第1号様式(第4条関係)

(表)

研 修 願 書

年 月 日

沖縄県工芸振興センター所長 殿

ふりがな

氏 名 _____

※受験番号

※受付日

年 月 日

次のとおり沖縄県工芸振興センターの研修を受けるために入所したいので、提出します。

1	研 修 名	研修						(写真欄) (縦4cm×横3cm) 最近6か月以内に撮影した脱帽上半身のものを貼り付けること。
2	生年月日	昭和 年 月 日 生 平成 (満 歳)	性別	男 女	配偶者	有 無		
3	現 住 所	〒 電話(自宅) (携帯)						
	(保護者)	氏 名				本人との続柄		
4	学 歴	年 月	履歴等					

5 職歴			

(裏)

6 動機		
7 免許・資格		
8 目標		

注1 ※印の欄は記入しないこと。

2 保護者欄は、本人が成人に達している場合は記入の必要はありません。

【健康状態に関する項目】

- 1 現在治療中、又は継続して病院に通って診察を受けている病気があるか。
 (1) はい (2) いいえ 「はい」と答えた方は、以下の質問へ回答
 ・病名 () ・通院間隔 ()
 ・使用中の薬（薬剤名：）

- 2 これまでに病気により入院や手術、または長期で職場（学校）を休んだことはあるか。

(1) はい (2) いいえ 「はい」と答えた方は、以下の質問へ回答
 ・病名 () ・時期 ()

3 視力 (矯正視力を含む。) について、該当するものを○で囲んで下さい。

右目 (1) (1.0以上) (2) (0.7以上~1.0未満) (3) (0.3以上~0.7未満) (4) (0.3未満)
 左目 (1) (1.0以上) (2) (0.7以上~1.0未満) (3) (0.3以上~0.7未満) (4) (0.3未満)

第2号様式 (第6条関係)

殿

入所許可通知書

あなたは、沖縄県工芸振興センター研修規則第5条の規定により沖縄県工芸振興センターの研修生として入所を許可しましたので、通知します。

つきましては、別添誓約書に所定の事項を記載押印の上、 年 月 日までに沖縄県工芸振興センターへ提出して下さい。

年 月 日

沖縄県工芸振興センター所長 印

第3号様式 (第7条関係)

誓 約 書

年 月 日

沖縄県工芸振興センター所長 殿

私は、沖縄県工芸振興センターの研修生として入所することになりましたので、沖縄県工芸振興センター研修規則等を遵守し、本務を全うすることを誓います。

現住所
研修生氏名 印

私は、上記研修生の保証人として、本人に沖縄県工芸振興センター研修規則等を遵守させるとともに、本人の一身上のことについて一切の責任を負うことを誓います。

現住所
職業
本人との関係
保証人氏名 印

備考 氏名の記載については、記名押印又は署名のいずれかによること。

第4号様式 (第9条関係)

休 所 願

年 月 日

沖縄県工芸振興センター所長 殿

研修の種類
住 所 研修

氏 名

この度、下記により休所したいので、承認してくださるようお願いします。

記

1 理 由

2 休所期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

(1) 研修経過報告書

(2) 研修日誌

第5号様式（第9条関係）

退 所 願

年 月 日

沖縄県工芸振興センター所長 殿

研修の種類
住 所
氏 名

研修

この度、下記により退所したいので、承認してくださるようお願いします。

記

1 理 由

2 退 所 日 年 月 日

3 添付書類

(1) 研修経過報告書

(2) 研修日誌

第6号様式（第12条関係）

研 修 報 告 書

年 月 日

沖縄県工芸振興センター所長 殿

氏名

下記により所定の研修課程を修了したので報告します。

記

1 研修の種類

2 研修の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 講 師 名

4 研修の経過 別添のとおり

5 問 題 点

6 研修後の計画

第7号様式(第12条関係)

第 号

修了証書

氏名

あなたは沖縄県工芸振興センターにおいて次のとおり研修を修了したことを証します。

研修の種類

研修の期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

沖縄県工芸振興センター所長

印

沖縄県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則及び沖縄県解体工事業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第40号

沖縄県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則及び沖縄県解体工事業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則
(沖縄県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第1条 沖縄県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(平成12年沖縄県規則第130号)の一部を次のように改正する。

第2条中「沖縄県土木建築部土木企画課内」を「沖縄県土木建築部土木総務課内」に改める。

第8条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

(沖縄県解体工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第2条 沖縄県解体工事業者登録簿閲覧規則(平成13年沖縄県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第2条中「沖縄県土木建築部土木企画課内」を「沖縄県土木建築部土木総務課内」に改める。

第9条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県公共事業評価監視委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第41号

沖縄県公共事業評価監視委員会規則の一部を改正する規則

沖縄県公共事業評価監視委員会規則(平成17年沖縄県規則第94号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「事故」を「事故が」に改める。

第6条中「土木建築部土木企画課」を「土木建築部土木総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県公共工事入札契約適正化委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第42号**沖縄県公共工事入札契約適正化委員会規則の一部を改正する規則**

沖縄県公共工事入札契約適正化委員会規則（平成19年沖縄県規則第76号）の一部を次のように改正する。
第7条中「土木建築部土木企画課」を「土木建築部土木総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第225号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

第5条第4項中「土木建築部土木企画課」を「土木建築部土木総務課」に改める。

第9条第1項中「いたった」を「至った」に改める。

第14条中「土木建築部土木企画課」を「土木建築部土木総務課」に改める。

第15条第4項を次のように改める。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、有資格者のうちから適當と認める者を選定することができる。

(1) 特殊な工事で当該工事に係る業種に等級該当者が少ないと。

(2) 再度入札に付しても入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において更に入札に付そうとするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合として関係部局長が別に定めるものに該当するとき。

第15条第5項を削る。

別表第1中「新石垣空港統括監」を「土木総務課長」に、「施設建築課長」を「施設建築課長」に、
「土木企画課長」を「新石垣空港課長」に、

「沖縄県下水道管理事務所長」

「沖縄県中城湾港建設事務所長」を「沖縄県下水道管理事務所長」に改める。

沖縄県新石垣空港建設事務所長

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県告示第226号

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第35条第6項、第46条第2項及び第3項、第51条第3項並びに第55条中「3.1パーセント」を「3.0パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、平成25年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

訓 令

沖縄県訓令第53号

商 工 労 働 部

沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県物産・観光相談員設置規程（平成11年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第54号

商 工 労 働 部

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程（昭和60年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第55号

商 工 労 働 部

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程（平成12年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「15年以上」を「5年以上」に改める。

第5条第2項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第56号

総 務 部
商 工 労 働 部

沖縄県企業誘致推進役設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県企業誘致推進役設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県企業誘致推進役設置規程（昭和59年沖縄県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第57号

知事部局

沖縄県県外求人開拓推進員設置規程及び沖縄県雇用推進員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県県外求人開拓推進員設置規程及び沖縄県雇用推進員設置規程の一部を改正する訓令

(沖縄県県外求人開拓推進員設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県県外求人開拓推進員設置規程（平成12年沖縄県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県雇用推進員設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県雇用推進員設置規程（平成12年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第58号

商工労働部

沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）が実施する職業訓練のうち、障害者を対象とし、その能力及び適性並びに障害者の雇用の需給状況に対応した職業訓練を企業、社会福祉法人、民間教育訓練機関その他団体（以下「企業等」という。）に委託して行う事業を円滑に実施するため、商工労働部労政能力開発課及び職業能力開発校に障害者職業訓練コーチ（障害者を対象とした職業訓練に関し指導及び助言を行う者をいう。以下「コーチ」という。）を設置する。

(身分)

第2条 コーチは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 コーチは、商工労働部労政能力開発課長又は職業能力開発校の長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域及び個々の企業における障害者の雇用の需給を把握すること。
- (2) 特別支援学校の高等部等に在籍する生徒（以下「生徒」という。）の就職の希望、特別支援学校が実施する職場実習の実施状況、就職内定に至らなかった生徒の職業能力開発上の課題等を把握すること。
- (3) 訓練を受講することにより就職することが可能であると見込まれる生徒を選定すること並びに生徒の障害の状態に応じた訓練の課程及び科目を作成すること。
- (4) 訓練の受講を希望する障害者の障害の状態、就職の希望、職場実習の実施状況、就職内定に至らな

かった者の職業能力開発上の課題等を把握すること。

- (5) 実践的な訓練を行うことができる企業等を開拓すること。
- (6) 訓練を受講する者に対し訓練開始前の受講準備を支援すること並びに訓練委託先及び職場実習先での訓練に適応できるように支援すること。
- (7) 訓練の進捗状況を把握し、評価し、及び管理すること。
- (8) 訓練を修了した者の就職を支援すること。
- (9) 関係機関と連絡及び調整を行うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、商工労働部労政能力開発課長又は職業能力開発校の長が必要と認める業務

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 コーチは、社会的信望があり、かつ、職業能力開発に深い关心と理解を有する者であって、前条に規定する職務を遂行する上で必要な能力を有するもののうちから知事が委嘱する。

2 コーチの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、商工労働部産業政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 コーチの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 コーチの勤務場所は、商工労働部労政能力開発課又は職業能力開発校とする。

2 コーチの1月の勤務日数は20日以内とし、勤務する日は商工労働部労政能力開発課長又は職業能力開発校の長が別に定める。

3 コーチの勤務時間は、1日につき6時間以内とする。

(服務)

第7条 コーチは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 コーチは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 コーチは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 コーチは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解雇)

第8条 知事は、コーチが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内であっても解雇することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) コーチとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行ふに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、コーチに関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
(沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程の廃止)
- 2 沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程（平成21年沖縄県訓令第47号）は、廃止する。
(沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程の廃止)
- 3 沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程（平成21年沖縄県訓令第48号）は、廃止する。

商 工 労 働 部

沖縄県求人開拓嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県求人開拓嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県求人開拓嘱託員設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県求人開拓嘱託員設置規程(平成7年沖縄県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県巡回就職支援相談員設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県巡回就職支援相談員設置規程(平成15年沖縄県訓令第72号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部改正)

第3条 沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程(平成16年沖縄県訓令第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部改正)

第4条 沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程(平成18年沖縄県訓令第63号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程の一部改正)

第5条 沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程(平成19年沖縄県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第60号

商 工 労 働 部

沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程(平成9年沖縄県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県就業相談員設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県就業相談員設置規程(平成18年沖縄県訓令第64号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県女性就業技術講習講師設置規程の一部改正)

第3条 沖縄県女性就業技術講習講師設置規程(平成20年沖縄県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第61号

知 事 部 局

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程(平成12年沖縄県訓令第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第62号

文化観光スポーツ部

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程(昭和61年沖縄県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第2項中「事務補助嘱託員」を「事務嘱託員」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第63号

文化観光スポーツ部

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県立博物館・美術館館長執務規程の一部改正)

第1条 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程(平成23年沖縄県訓令第103号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(美術品調査嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 美術品調査嘱託員設置規程(平成23年沖縄県訓令第104号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(美術品保存修復嘱託員設置規程の一部改正)

第3条 美術品保存修復嘱託員設置規程(平成23年沖縄県訓令第105号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程の一部改正)

第4条 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程(平成23年沖縄県訓令第106号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程の一部改正)

第5条 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程(平成23年沖縄県訓令第107号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第64号

知 事 部 局

用地嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

用地嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

用地嘱託員設置規程(昭和49年沖縄県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「土木建築部土木企画課長」を「土木建築部土木総務課長」に、「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第65号

土 木 建 築 部

道路維持管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

道路維持管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

道路維持管理嘱託員設置規程(平成8年沖縄県訓令第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「土木建築部土木企画課長」を「土木建築部土木総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第3項中「一般職の」を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第66号

土 木 建 築 部

港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令

港湾管理員設置規程(昭和63年沖縄県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「土木建築部土木企画課長」を「土木建築部土木総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条に見出しつけて「(服務)」を付し、同条第1項中「業務」を「職務」に改める。

第8条第1号中「第7条」を「第3条」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074	印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
--	---